

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

九州（鹿児島）厚生年金 事案 5303

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 43 年 8 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、44 年 3 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 21 日から 44 年 4 月 1 日まで

私は、前の事業所を退職した翌日の昭和 43 年 8 月 21 日に A 社（後の B 社。以下「申立事業所」という。）に入社し、申立期間において勤務していた。

私が入社した直前に入社し、社会保険事務を担当していた同僚（以下「社会保険事務担当者」という。）と、お互いの給料明細書を見ながらチェックライターを取り扱う練習をしたことを記憶しており、お互いの給与額は、ほぼ同額で、厚生年金保険料が控除されていた。

入社した翌年の初めに体調不良となり、その後申立事業所を退職したが、その際に健康保険の継続療養制度の手続をした記憶がある。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立事業所への入社及び退社の経緯、従事していた職務内容、賃金等についての供述内容と、申立人が氏名を挙げた複数の同僚の供述内容が一致していることから判断すると、申立人は、申立事業所に勤務していたことが認められ、その始期は昭和 43 年 8 月 21 日であることが認められる。

一方、申立人は、申立事業所の名称変更が予定されていたが、自身が月末付けで退職した時にはまだ変更は行われていなかったと供述しているところ、登記簿謄本により申立事業所の名称変更は、昭和 44 年 3 月 4 日付けで登記されていることが確認できることなどから判断すると、申立人は同

年2月末日まで勤務していたものと推認できる。

また、前述の複数の同僚のうち社会保険事務担当者は、申立事業所における申立期間当時の厚生年金保険に係る取扱いについて、入社と同時に厚生年金保険と雇用保険の加入手続を行い、全員が厚生年金保険に加入していたと供述している。

さらに、申立人及び前述の同僚を含む複数の同僚は、申立期間当時、申立事業所における従業員の人数が7、8人ぐらいであったと供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により確認できる当該期間当時の厚生年金保険の被保険者数とおおむね一致していることから判断すると、申立事業所では、申立期間当時、従業員のほぼ全員が厚生年金保険に加入していたことが推認できる。

加えて、申立事業所に係る被保険者原票において、整理番号が1番から50番までのうち、申立人と同じ年月（昭和43年8月）に入社した社会保険事務担当者の整理番号の次の番号が欠番となっているところ、このことについて日本年金機構C事務センターは、当該整理番号が欠番となった理由は不明であるとしており、社会保険事務所における年金記録の管理が適切ではなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立事業所の申立人に係る被保険者原票が何らかの事情により欠落したものと考えられ、事業主は、申立人が昭和43年8月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、44年3月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同月に入社した社会保険事務担当者の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和44年3月1日から同年4月1日までの期間については、前述のとおり申立人は、退職する時には申立事業所の名称変更は行われておらず、月末付けで退職したと供述しているところ、名称変更の登記日は同年3月4日であることが確認できることなどから判断すると、申立人は同年2月末日まで勤務していたものと推認でき、申立人は、当該期間においては申立事業所に勤務していたとは認められない。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和44年3月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は22万9,000円、申立期間②は23万2,000円、申立期間③は23万2,000円、申立期間④は23万2,000円、申立期間⑤は23万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 16 日
② 平成 18 年 7 月 14 日
③ 平成 18 年 12 月 15 日
④ 平成 19 年 7 月 13 日
⑤ 平成 19 年 12 月 14 日

私は、平成 13 年 4 月から 22 年 3 月まで A 社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関が提出した申立人名義の口座に係る入出金記録により、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が振り込まれていたことが確認できる。

また、申立期間において申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持している賞与明細書によると、厚生年金保険料が賞与から控除されていたことが確認できる。

これらのことから、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が

支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の入出金記録及び複数の同僚の賞与明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間①は22万9,000円、申立期間②は23万2,000円、申立期間③は23万2,000円、申立期間④は23万2,000円、申立期間⑤は23万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る記録を、申立期間①は1万3,000円、申立期間②は32万6,000円、申立期間③は32万7,000円、申立期間④は26万2,000円、申立期間⑤は26万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年7月20日
④ 平成18年12月15日
⑤ 平成19年7月20日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受けた。

しかし、申立事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れたため、年金額に反映されない記録となっている。

それぞれの賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、将来の年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 年金事務所が保管する申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）によると、申立事業所は、申立

人を含む当該事業所の従業員について、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 2 月 4 日付けで、当該賞与支払届を年金事務所に提出していることが確認でき、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされていることが確認できる。

- 2 申立期間①については、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が提出した賞与支給明細書において、記載された賞与額に見合う標準賞与額と申立事業所が届け出た賞与支払届に記載された標準賞与額は一致していることが確認できる上、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立事業所の元事業主は、賞与を支払っていない従業員について賞与支払届の届け出を行っていることは無く、実際に支払った賞与額を届け出ており、保険料を当該賞与から控除する者とししない者が混在することも無かった旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立事業所から申立期間①に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準賞与額は、申立人に係る賞与支払届及び同僚の賞与支給明細書から 1 万 3,000 円とすることが必要である。

- 3 申立期間②から⑤までについては、申立人が所持する当該期間に係る賃金台帳及び賞与支給明細書並びに前述の賞与支払届から、申立人は、申立事業所から当該期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から⑤までに係る標準賞与額については、賞与支給明細書から申立期間②は 32 万 6,000 円、申立期間③は 32 万 7,000 円、申立期間④は 26 万 2,000 円、申立期間⑤は 26 万 6,000 円とすることが必要である。

- 4 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は当時の詳細は不明と回答しているものの、国の記

録によると、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 2 月 4 日に、申立期間に係る賞与支払届が提出されたことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から54年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和23年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和43年5月から54年7月まで

申立期間については、私の父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も全て納付してくれていたと思っていたが、年金事務所で確認したところ、国民年金の未加入期間とされているので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が提出した年金手帳の写し及びオンライン記録により、平成3年11月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年12月から4年1月頃までにA市B区で払い出されたことが推認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の父親が国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間当時の申立人の住所地であったA市を管轄していたC社会保険事務所（当時）の当該期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は確認できず、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しており、保険料の納付等について具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人及び申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（福岡）国民年金 事案 2822

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から61年3月まで

私は、申立期間当時、A市B区に居住しており、同区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を全て納付していたが、年金事務所で確認したところ、申立期間が未納期間とされている。申立期間当時の領収書は、確定申告の際に税務署へ提出したため所持していないが、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出整理簿、申立人の前後の記号番号の国民年金被保険者の加入記録、A市の回答等から、同市が国民年金の適用^も洩れ者の解消を図るために昭和61年度に実施した職権適用に基づき、同市B区において払い出されたものと推認できる。

また、申立期間直後の昭和61年度の1年間分の国民年金保険料は、昭和62年3月31日に現年度納付されていることが確認でき、当該納付日時点において、申立期間のうち、55年10月から59年12月までの期間については、時効により保険料を納付することができない期間である上、60年1月から61年3月までの期間については、保険料を過年度納付することが可能な期間であるが、過年度納付をうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時の申立人の住所地であったA市B区を管轄していたC社会保険事務所（当時）の当該期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は確認できず、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことを

うかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（鹿児島）国民年金 事案 2823

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から同年 11 月まで
申立期間については、昭和 58 年 8 月頃に会社を退職後、A 市役所から、国民年金加入案内の手紙又は納付書が送られて来たため、同市に 3 回出向き、窓口で各月分の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、当該期間が国民年金の未加入期間となっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した年金手帳の写し、A 市の国民年金被保険者名簿、申立人に係る国民年金被保険者台帳、オンライン記録等により、申立人は、昭和 56 年 1 月 5 日付けで国民年金の被保険者の資格を喪失し、その後、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者として当該資格を取得していることが確認でき、申立期間に係る国民年金への再加入の記録は確認できない。

また、申立期間において、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 11 月まで

A 社を退職後、国民年金の加入手続をしていなかったが、B 市役所から国民年金保険料の未納の通知が来たため、妻が昭和 59 年 8 月頃に同市役所に行き、私と妻の二人分の未納保険料を全額現金で納付した。

私の分の納付記録が無く、妻の分だけが納付済みと記録されていることに納得がいかない。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は昭和 61 年 9 月 16 日に国民年金被保険者の資格を取得し、当該処理日は同年 12 月 4 日と記録されていることが確認できるところ、申立人が提出した年金手帳の国民年金の「はじめて被保険者となった日」欄には「昭和 61 年 9 月 16 日」と記載されており、これは申立人に係る B 市の電算記録における「被保険者履歴」の記録とも一致している。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、当該期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、納付したとする保険料の金額及び納付期間についての記憶が明確ではなく、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人及びその妻が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（佐賀）厚生年金 事案 5306

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 35 年 1 月 1 日まで
高等学校を卒業後、高校 3 年生の時の担任であった教師の紹介により、A 事業所（以下「申立事業所」という。）に昭和 32 年 8 月から 34 年 12 月 末まで勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により申立期間の一部において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から、申立人は、期間の特定はできないものの、申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立事業所の人事を担当する B 事業所は、申立人に係る資料は無く、申立人の申立事業所における勤務期間、勤務形態及び厚生年金保険の加入状況については不明である旨回答していることから、申立人の申立期間における申立事業所に係る厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人が申立事業所に勤務していたとして氏名を挙げた者の中には、申立人と同様に申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が見受けられることから、申立事業所は申立期間当時、必ずしも採用した全ての者について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 1 日から 32 年 9 月 27 日まで
私の A 社における厚生年金保険の被保険者記録は、脱退手当金が支給済みとされているが、私は脱退手当金の手続は行っておらず、脱退手当金を受け取っていない。
申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、保険給付欄に「脱手」と記載されている等の支給記録が確認できるところ、その支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 32 年 12 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険の被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失後、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の整理番号の前後 50 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から前後 2 年以内に資格喪失した脱退手当金の支給要件を満たす女性は 24 人（申立人を含む。）であり、そのうち 18 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、その全員が厚生年金保険被保険者資格の喪失日から、おおむね 3 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。